

所管部課		総務部職員課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市職員の希望降任制度実施規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 制定理由 東大和市職員の昇任試験等実施規則の一部改正に併せて、職員が降任を希望する場合の手続等を明確にするため、東大和市職員の希望降任制度実施規則を制定する。 (2) 主な内容 ①希望降任の対象職員 ・病気その他の健康上の理由により職責を果たすことが困難であると認められる者 ・家族の介護その他の家庭の事情により職責を果たすことが困難であると認められる者 ・職責の増大によりその職責を果たすことが身体的又は精神的に困難であると認められる者 ・上記のほか、やむを得ない理由によりその職責を果たすことが困難であると認められる者 ②降任を希望する場合の申出方法、決定方法、時期 ③希望降任後の職、給料月額 ④希望降任後の昇任の手続 等 なお、現行の「東大和市職員希望降任制度実施要綱」は廃止する。 (3) 施行日 令和6年11月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに制定手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。